

今日の一問 (やまだ塾)

(2008年6月3日掲載)

No.33	「年金制度」の体系・国庫負担, 加入義務, 老齢年金の受給要件について, 「国民皆年金」の日本と諸外国(アメリカ, イギリス, ドイツ, フランス)を比較せよ。						
	(2005年 高齢化 率)	・制度体系 ・国庫負担	年金制度への加入義務			老齢年金の受給要件	
被用者			自営業者	無業の人	受給開始年齢	最低加入期間	
解答	日本 (20.1%)	・2階建て ・基礎年金 給付費の 1/3 (2009年度 までに1/2 に引上げ)	有	有	有 (20歳 ~)	65歳(国民年金) 60歳(厚生年金) (男子2025年, 女子2030年まで に65歳に引上 げ)	25年
	アメリカ (12.4%)	・1階建て ・なし	有	有 (所得によ り)	なし	65歳 (2027年までに 67歳へ引き上 げ)	10年
	イギリス (16.1%)	・2階建て ・原則なし	有 (所得によ り)	有 (所得によ り)	なし	男性65歳 女性60歳	男性11年 女性9.75年
	ドイツ (19.2%)	・1階建て ・給付費の 約26% (2004年)	有	有 (職種によ り)	なし	65歳	5年
	フランス (16.4%)	・1階建て ・一般財源 より給付費 の約7%, 一般社会	有	有 (職種によ り)	なし	60歳	なし

		拠出等より 給付費の 約 18% (1997 年)						
--	--	------------------------------------	--	--	--	--	--	--

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.